

## 意見書

平成 24 年 1 月 20 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(案)」の及び「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「『電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(案)』及び『電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2 011(案)』に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。  
以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見対象	頁	意見
基本方針	1 頁	<p>【総務省案】 はじめに 市場の競争状況の変化を踏まえた機動的な対応を行う観点から、適用期間は設定せず、必要に応じて適時適切に見直すこととしたところである。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信分野は新たなビジネスモデルの登場や技術革新が日進月歩で進み、新たな課題が短い期間で顕在化するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」については、毎年度見直しを行うべきと考えます。なお、見直しに際しては、市場における実際のプレーヤーである関係事業者の意見をより深く汲み取って頂くべきであり、関係事業者のアドバイザリーボードへの参加や意見聴取等の実施についても検討して頂きたいと考えます。</li> </ul>
基本方針	1 頁	<p>【総務省案】 (1) 定点的評価の対象領域の再構成【第一章 1-5 対象領域の決定(P14参照)】 従来の「固定電話」、「インターネット接続」、「移動体通信」、「法人向けネットワークサービス」の4領域について、近年の無線の高速ブロードバンド化が進展する中、急速に拡大しつつある移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価を新たに行うため、「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」、「法人向けネットワークサービス」の3領域に再構成する。</p>

意見対象	頁	意見
基本方針	1 頁～2 頁	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の対象領域の再構成については、昨年度の「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010」において、「将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」との結果を踏まえたものと理解しています。将来的に、このような方向で市場画定がなされる場合であっても、固定系データ通信と移動系データ通信の特性の違いや、ユーザの利用目的・利用シーン等の相違を適切に反映した評価・分析を行う必要があると考えます。</li> </ul> <p>【総務省案】</p> <p>(2)戦略的評価における「公正競争レビュー制度」との連携強化【「第一章 1-5 対象領域の決定 (P15参照)】</p> <p>特定のテーマに焦点を当てた戦略的評価において、従来の「競争セーフガード制度」において対象としていた項目等の検証に「光の道」構想に関する取組状況の検証を新たに加えた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携を強化し、もって競争確保の実効性を高める。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西殿」という。)による市場支配力のレバレッジの行使等、これまでも本制度において注視事項とされている競争阻害要因が競争セーフガード制度の検証プロセスにおいて事実上放置されている状況において、本競争評価制度と「公正競争レビュー制度」との連携を強化し、これらの競争阻害要因に対処して頂くことは重要であると考えます。その連携を効果的に行うためには、今回の基本方針(案)等にも示されているとおり本制度において FTTH 市場を重点的にモニタリングのうえ分析・評価を行い、継続的に公正競争レビュー制度における検証に資することが必要不可欠であると考えます。</li> </ul>
基本方針	2 頁	<p>【総務省案】</p> <p>(3) ネットワークレイヤー以外の上位下位レイヤーの考察【「第四章 4-2-2 分析に用いる判断要素(定性的要因) (P46参照)】</p> <p>近年の電気通信事業を巡るビジネスモデルの多様化等を踏まえ、特に、移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価に当たり、ネ</p>

意見対象	頁	意見
		<p>ットワークレイヤー以外の上位レイヤー(コンテンツ・プラットフォーム)や下位レイヤー(端末)の動向を勘案する。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信市場のビジネスモデルの多様化や競争の進展に比べ、固定ブロードバンド市場においては活用業務の届出化に伴う NTT 東西殿の ASP 等上位レイヤーへの進出等、業務範囲の拡大が進められているところと見えます。こうした業務範囲のいたずらな拡大は、 NTT 東西殿によるネットワークレイヤーの市場支配力と結びつく等により、FTTH 市場における NTT 東西殿の独占性をより高め、同市場における公正競争環境をこれまで以上に阻害する可能性があります。従って、「ネットワークレイヤー以外の上位レイヤー(コンテンツ・プラットフォーム)や下位レイヤー(端末)の動向」の分析については、移動体通信市場よりも、むしろ固定ブロードバンド市場について優先的かつ詳細な分析がなされるべきと考えます。</li> </ul>
基本方針	2 頁	<p>【総務省案】</p> <p>(4) FTTHサービスの進展等【「第四章 4-2-2 分析に用いる判断要素(定性的要因)(P46、47参照)】</p> <p>今後は、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、「データ通信」領域におけるFTTHサービスに関する市場について、その政策的な重要性(光の道構想の推進)や関係事業者等の感心の高まりを踏まえ、従来の指標に加え、可能な限り幅広い要素を追加し、多面的な分析・評価を行う。</p>
実施細目	2 頁	<p>【総務省案】</p> <p>1-2 戦略的評価</p> <p>(2) また、「光の道」構想に関する基本方針」に基づくブロードバンドの環境整備に資する観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化を図ることとし、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチャとして、FTTH市場における事業者間取引の状況に関する調査を併せて取り上げることとする。</p> <p>【意見】</p>

意見対象	頁	意見
		<p>・ FTTHサービスの進展のためには、料金の低廉化やサービスの多様化等に寄与する競争促進の視点が重要であることを踏まえれば、普及促進度合いを示す定量的数値のみならず、競争促進の度合いを測る指標について検証を行うべきと考えます。特に、2010年12月に公表された「『光の道』構想実現に向けて 取りまとめ」にて、ポトルネットワーク性を有する加入光ファイバと一体で構築されているNTT-NGNの性質に鑑み、促進が求められている「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべきと考えます。具体的には下記項目について分析を十分に行って頂くと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTTHに係る基盤整備率、利用率</li> <li>・ FTTHの料金水準、市場シェア</li> <li>・ IP網へのマイグレーションに対する具体的取り組みとその成果</li> <li>・ FTTH市場の事業者間取引市場における競争状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 光ファイバ回線の設備ベースシェアとFTTH小売サービスシェア (ADSL市場における同種シェアとの比較や、サービス提供形態(自前設備利用と他社調達利用)等を区分した分析を含む)</li> <li>- 光ファイバ回線における自己調達と他者調達の割合 (ADSL市場との比較含む)</li> </ul> </li> <li>・ NTT-NGNにおけるオープン化の度合い <ul style="list-style-type: none"> <li>- アンバンドルメニューの内容(1ユーザ単位の接続メニュー有無等)</li> <li>- アンバンドルメニューの数</li> <li>- 接続料水準</li> </ul> </li> </ul> <p>(上記3項目について、PSTNとの比較含む)</p>

意見対象	頁	意見
基本方針	15 頁	<p>【総務省案】</p> <p>15 (2) 戦略的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二期及び第三期においては、定点的評価に加えて、特定のテーマに焦点を当てた戦略的な評価も併せて実施してきたところである(戦略的評価のテーマは毎年度の実施細目で決定)。この戦略的評価については競争評価と政策の運動性を確保する観点からその取組を更に強化・拡充することとする。</li> <li>特に、従来の「競争セーフガード制度」において対象としていた項目等の検証に「光の道」構想に関する取組状況の検証を新たに加えた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携を強化し、もって競争政策の実効性を高める観点から、同制度で取り上げられる事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うこととする。</li> </ul> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弊社共が従前意見しているとおりでありますが、恣意的な分析テーマの設定やアンケートのとり方にならないよう、競争評価の各プロセス等はさらなる透明性を確保すべきです。特に、戦略的評価のテーマ設定については、有識者等による議論により、事前に特定された内容を意見募集で提示するスタイルが従来から続いており、そもそのテーマ設定の段階から、より広く関係者の意見を踏まえた検討が進められるようプロセスの見直しを図るべきと考えます。</li> </ul>
基本方針	50 頁	<p>【総務省案】</p> <p>4-3-1 市場支配力の存在と行使</p> <p>○ 競争評価は、電気通信市場の特徴を踏まえて、市場支配力の「存在」と「行使」に分けるアプローチをとることにより、市場支配力の源泉となる市場構造とこれに対する政策措置、実際の競争状況との関係に対する理解を深め、本来の目的たる定期的な市場分析と政策立案に効果的に寄与。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弊社共が従前意見しているとおりでありますが、市場支配力の「存在」については、その効果についてより積極的な評価がなされるべきと考え</li> </ul>

意見対象	頁	意見
		<p>えます。特に、活用業務の届出化によりNTT東西殿の上位レイヤへの進出がなし開的になされるような状況に鑑みれば、その市場支配力を抛り所とする他市場・他サービス等への競争制限効果については、適正な評価ならびに対処が早急になされる必要があると考えます。</p>
基本方針	36 頁	<p>【総務省案】 4-1 分析の手順</p> <p>② 定量的指標の多面的分析(具体的には、各事業者別のシェアや市場集中度指数(HHI等)による把握とともに、事業者数の推移、料金の推移、利益水準(ARPU等)などを分析)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共が従前意見しているとおり、市場支配的グループの共同的・一体的市場支配力やグループ企業のバンドルサービスが競争状況に大きな影響を与えることが想定される現状では、市場支配的グループに係る事業者についてはグループ企業単位での分析を行い、その影響力を適正に評価して頂く必要があると考えます。</li> </ul>
基本方針	36 頁	<p>【総務省案】 4-1 分析の手順</p> <p>○ 競争状況の分析に当たっては、具体的には、次のような手順で分析。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市場の規模やその推移、主な動向の把握</li> <li>② 定量的指標の多面的分析(具体的には、各事業者別のシェアや市場集中度指数(HHI等)による把握とともに、事業者数の推移、料金の推移、利益水準(ARPU等)などを分析)</li> <li>③ 定量的指標で把握できない競争状況の詳細について定性的要因を分析</li> <li>④ 以上の定量的・定性的分析を勘案し、市場支配力を総合的に評価</li> <li>⑤ 入手可能な情報を吟味の上、地理的市場に基づく分析も同様の手順で実施</li> </ol>

意見対象	頁	意見
基本方針	44 頁	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有周波数帯の相違が携帯事業者間のエリアカバレッジや設備投資面で大きな競争格差を生じさせていることは、諸外国における競争政策議論においても認められているところだ。従って、弊社共が従前から主張しているとおり、保有周波数帯の相違が競争状況へ及ぼす影響についても、定量的・定性的要因として仔細な分析がなされるべきと考えます。</li> </ul>
		<p>【総務省案】</p> <p>4-2-2 分析に用いる判断要素(定性的要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の指向等</li> <li>② スイッチングコストの程度</li> </ul> <p>・ スイッチングコストが大きい場合、新規顧客の獲得競争が活発になる一方、困り込まれた利用者へのサービス競争が弱まり、新規参入が生まれにくくなる可能性があり、競争状況への影響大。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体市場については、シェア面では NTT ドコモ殿が若干減少傾向にあるものの、その実態として契約者数を増加させ続けていることに鑑みれば、移動体市場において大きなスイッチングコストが存在するものと考えられます。各種競争施策の導入にも関わらず、市場支配的事業者であるNTTドコモ殿が依然として顧客の困り込みにおいて優位性を発揮している点について、詳細な分析を行って頂き、より有効な競争政策の導入の是非について検討を行って頂きたいと考えます。</li> </ul>

以上